



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課…
- 開発行為に関する工事完了……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………  
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 登録講習機関の代表者の変更(二件)……………  
…(東京消防庁)…

告示

● 東京都告示第九百四十八号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 仲 明

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年八月十日	稲城市大字東長沼字六号千九百七十四番一及び同番四の各一部
		延長 三三・〇三 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第九百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区桜台三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

● 東京都告示第九百五十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区南鳥山五丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

● 東京都告示第九百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区松原一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第九百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(三鷹市北野三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局多摩環境事務所環境改善課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第九百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東久留米市弥生一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局多摩環境事務所環境改善課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の  
含まれる地域の名称 住所及び氏名

稲城市大字東長沼字六号千九 稲城市東長沼千九百八十七  
百七十三番一、同番二、千九 番地 田中 賢司  
百七十四番一、同番二及び同 番四

府中市晴見町一丁目一番十七、新宿区西新宿一丁目二十六  
同番十八及び同番二十の各一 番二号 野村不動産株式会社  
部(第一工区) 代表取締役 松尾 大作

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 新高円寺ツインビル
- 二 店舗所在地 杉並区梅里一丁目七番七号
- 三 設置者名 鹿島建設株式会社ほか八名
- 四 意見
- ア 聴取者 杉並区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年八月八日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和五年八月二十九日から同年九月二十  
九日まで。ただし、東京都の休日に関す  
る条例(平成元年東京都条例第十号)に

定める林田を塗へ。  
七 登録講習 午前九時三十分から午後四時三十分まで  
ただし、正午から午後一時までは塗へ。

登録講習機関の代表者の変更について

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号。  
以下「規則」という。）第11条の4の6第4項の規定によ  
り、防火管理技能講習を実施する登録講習機関の代表者  
を変更する旨の届出があったので、規則第11条の4の6第17  
項第2号の規定により次のとおり公告する。

令和5年8月29日

東京消防庁

消防総監 吉田 義実

- 1 登録講習機関の名称  
公益財団法人東京防災救急協会
- 2 変更前の代表者の氏名  
理事長 高橋 淳
- 3 変更後の代表者の氏名  
理事長 村上 研一
- 4 変更年月日  
令和5年7月1日

登録講習機関の代表者の変更について

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号。  
以下「規則」という。）第22条第4項の規定により、防火  
安全技術講習を実施する登録講習機関の代表者を変更する  
旨の届出があったので、規則第22条第17項第2号の規定に  
より次のとおり公告する。

令和5年8月29日

東京消防庁

消防総監 吉田 義実

- 1 登録講習機関の名称  
公益財団法人東京防災救急協会
- 2 変更前の代表者の氏名  
理事長 高橋 淳
- 3 変更後の代表者の氏名  
理事長 村上 研一
- 4 変更年月日  
令和5年7月1日

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

